

世界政治論

Gibbons, Herbert Adams. —Introduction to World Politics N. Y., 1922. Chap. XLIII,

pp. 483—493.

第一 仏蘭西の植民問題

仏国の植民地問題は六項に分たる。一、近東に於ける仏国の地位。二、極東及び太平洋に於ける地位。三、母国と其の散在せる植民地との関係。四、北阿植民帝国の政治的強化。五、植民地の軍事的価値。六、植民地の経済的開発。

一 近東に於ける仏国の地位 仏国は十字軍以来常に近東に関心を抱き、伊太利都市国家没落以後、仏国文化並に貿易が、欧羅巴と土帝国内基督教徒との主要なる連絡を勤めて来た。第十九世紀を通じ、仏国は旧き条約並に特権を利用して露・英両国が近東の覇を称へんとするを妨げた。乍併英国はサイプラス及びエジプトを支配して近東に其の勢力を確立した。此等の両者は昔乍らの絆によつて仏国に愛着を感じて居たし、また仏国が多年渴望し来れるシリアに近接せるものである。而も仏国は一九〇四年四月八日の条約により、英国をしてモロッコに對する仏国の自由行動を承認させた代りに、英国がエジプト並にスウダンを支配して近東に勢力を確立すること

を承認した。而も世界戦争は再び仏国をして昔日の野心を燃立たしめ、英国と交渉して土帝国内のアラビア語使用地域を分有した。土耳其が休戦条約に調印せる時、シリアは仏軍によつて占領せられて居たが、爾來仏国は之を保有することとなつた。

乍併此事は必ずしも仏国の成功と言ひ得ない。仏国の委任統治を喜ぶものは極めて小部分にすぎず、殆ど總てのシリア人は、宗教の如何を問はずパレスティナがシリアより分割せられたることを怒つた。殊にシリア人の大多数を占むる回教徒は近接するヒジャーズに於てアラビア人が独立し、同じくイラクに於ては自治が許されたる時、彼等のみ仏の羈絆の下に立つを不満とした。英国が仏人並にアラビア人に対して矛盾する約束をなせること、仏国がダマスコより逐へるフェイサルが、英国によつてイラクの王位に即かしめられしこと等が、不快なる空気を醸した。

初め仏国はシリアの一部なりとして豊饒なるシリシア Cilicia を占領したが、後には土耳其の圧迫により、一九二一年アンゴラ政府との条約に於てシリシア以外更に北シリアの數州を放棄した。時恰もフェイサルがバグダードに於て王位に即ける時であつたので、この条約は大に仏国の国威を損じた。(註)

仏国のシリア占領は巨費を要し、危険多く、且利益少きものである。そは回教徒の反感を買ひ、英国との確執を招ぎ、仏国の国力以上の金と軍人とを必要とする。仏国の有識者は、仏国はテュニス以東の地中海に其の勢力を伸ぶべからずとする。此等の識者はメソポタミア及びパレスティナに対する英国と異なり、仏国はシリアの近くに如何なる根拠地をも有せざることを指摘し、其の領有は仏国を常に危険に暴し、且無用の国幣を費さしめるものとする。

二 極東及び太平洋に於ける地位 極東に於ける仏国の地位は近東に比して安全である。已に世界戦前に於て印度支那は富裕なる植民帝国であり、その発展の過程に於て他の歐洲列強と衝突せず済んだ。英国との間には一九〇四年の条約によつて妥協が成つた。唯一の脅威は日本であるが、幸にも香港は英国、比島は米国の手に在る。英米が相争ふ時まで日本は待たねばならぬ。

三 母国と其の散在せる植民地との關係 華府會議に於ける英国代表は、海外領土が強大なる海軍を必要とすることを論じた。此の議論はパリに於て仏国と其の散在する植民地との關係に関する論議を誘発した。太平洋上の屬領は、華府會議中に調印せられたる四国条約によつて保障される。乍併仏国は西印度にグアドルウブ及びマルティニク、南米大陸に仏領グイヤナ、ラブラドル沖に小島サン・ピエル及びミケロン、阿弗利加東岸にレユニオン、マヨット、コモロ諸島及びマダガスカルを領有する。阿弗利加大陸に於ては、紅海の入口ソマリランドに孤立せる植民地ジブティがある。更に印度にも仏国の領土がある。此等の植民地は互に相距ること遠い。英国は大陸並に海上に於ける一切の植民地乃至屬領を、密に連結して居る。其上に海洋を支配する。仏国海軍は華府會議に於て其の主力艦を英国の五に對する一・七五と定められた。このことも仏国にとりて重大なる問題である。

四 北阿植民帝国の政治的強化 世界戦の局を結びヴェルサイユ条約にて其の絶頂に達せる一九〇〇年以來の仏国外交並に植民政策は主として北阿に於ける強固なる植民帝国建設を目指せるものと言ひ得る。地図を披いて一瞥すれば、何故にモロッコ問題が仏国政治家をして、大西洋より紅海に至る阿弗利加横断の夢を棄ててエジプト及びスウダンを英国に委ねたるか、開戦を見んとせるまでに独逸と相争へるか、世界戦後もスペインと抗争しつつかあるかを諒解するに難くない。第一にモロッコはアルジール保全のために必要である。次に仏蘭西はサハ

ラを越えて発展せる時、モロッコを占領するに非ずば阿弗利加帝国の夢が軍事的・政治的・経済的に実現し難きを知つたのである。一九一二年の保護権はヴェルサイユ条約に於て確認された。其上独逸の両植民地は仏国に与へられた。

仏蘭西北阿帝国の総ての部分は、今やテュニス、アルジール、モロッコより陸路到達し得る。飛行機はサハラ
の交通問題に根本的变化を与へた。早晚鉄道がテュニスよりチャド湖並にコンゴ―河畔に、アルジールよりテム
ブクトウ、セネガル、タホメイに達するであらう。大西洋を航するもポルドオよりモロッコ、西阿、赤道阿諸港
への距離は左まで遠くない。防禦並に経済の点より見て、歐羅巴諸国のいづれの植民地も、仏国の北阿帝国に比
肩し得ない。仏国は距離の問題を有しないのだ。

而もアフリカ植民地が発達して、母国の福祉に欠き難きものとなるに及び、仏国政治家は地中海西部を仏国海
軍の支配の下に置くことを絶対に必要と認めた。北阿植民地の将来は、マルセイユ及びセツト(Cette)と北阿地中
海諸港間の連絡を一切の障碍に対して確保し得るや否やに懸かつて居る。条約又は独力により覇を西地中海に称
へ得るに非ずば、仏国は北阿を母国の一部として、兵士、食料、原料の供給地として安んじて之に頼ることが出
来ぬであらう。此事は将来の国際危機を孕む。蓋し地中海国たる伊太利が一方に於て自ら之を支配せんことを熱
望する。他方英国は地中海を以て印度・濠洲との聯絡路となしスエズ運河開通以来、其の政策は常に地中海制覇
を目的として来たからである。

五 植民地の軍事的価値 仏人は世界戦に於ける植民地軍隊、主として黒人兵の貢献を忘れることが出来な
い。拉丁民族はアングロサクソン民族と異なり、有色人に対する偏見を有たぬ。仏人は淡白に世界戦の勝利はア

フリカ兵及びアジア兵に負ふ所多きことを承認し、独逸の占領地帯に植民地軍隊を駐屯せしむるに憚る所なかつた。

仏国は人口増加の停頓より来る戦闘力の不足を、植民地軍隊によつて補はんとする。外国人が仏人に対して、人口の点より仏国の独逸に対する不利を告ぐる時、仏人は平然として『吾等に植民地人あるに非ずや』と答へる。一九二二年一月、仏国政府は植民地軍隊の持分を二十万より三十万に増した。そは仏国の総動員力の約五割に当る。徴兵制度は母国に於ける如く植民地にも布かれて居る。異なる所は母国の徴兵は戦時以外には外国勤務を命ぜられざるに對し、土人兵殊に西阿並に中阿の黒人兵は、歐羅巴並に近東に於て用ゐらるる歩兵として訓練せらるることである。

国際聯盟規約第廿二条は、委任統治下に在る民族『特に中央アフリカの諸民族』は、『警察の目的及び領土防護のため以外の軍事的訓練』を受けざることを定めて居る。然るに仏国は一九二一年三月廿五日カルメン及びドローゴーに対する統治形式を確立せる法令を發布した。この法令は此等の兩地に於ても自余の仏領アフリカ植民地に於ける如く徴兵並に訓練の権利を与へた。仏国は『領土防護』の意味を全世界に於ける仏国領土と解したのだ。但しアフリカの土人が徴兵によつて戦争に訓練せられ、且武器を所有するに至らば、仏国及びアフリカに植民地を有する列強は、ついには安んじて土人を彼等の用に使ひ得ざるに至るであらう。彼等は自治を求め、其の自然の富を母国のために非ず彼等の国土の利益のために用ゐんとするに至るであらう。この傾向は既にアルジェリア、チュニスに於て之を認め得る。

六 植民地の経済的開発 その植民地の経済的発達に關し、仏国が当面する難問は、行政官並に植民者を欠く

こと、及び母国の利益のために高率保護関税を維持することである。

之を英国に比べて、仏人は常に植民地文官官吏の貧弱に悩んで来た。仏国陸軍は優秀なる將軍を植民地に提供したけれど、官吏は概して第二流の人物に充ちてゐたし現在もそうである。仏国の社会的及び経済的事情は第一流の人物の海外勤務を妨げる。上流社会は地位を求める子息たちを有せず且優秀なる人物は母国に於て職を得ること難からざるが故に、英国の植民地に勤務するが如き人才は、仏国では植民地に赴かない。同様に優秀なる実務家もまた其の運命を植民地に於て開拓しやうとしない。有為の才能あれば母国に於て生計の途が得られるからである。

アルジール、テュニス、モロッコの白人要素の大部分を構成するものは西班牙人・伊太利人・猶太人である。仏国政府は仏人の数を増そうと努めるけれど、仏国には過剰人口なく、単に北阿のみならず、世界の何処にも出ようとせぬ。仏人は靜に故国に留まる。氣候風土の顧慮が、北仏・中仏の人々をして、北阿移住を逡巡せしめるかも知れぬ。然るにテュニス、アルジール、モロッコは伊太利に近く、伊太利は過剰人口を有し、是等の国土に於て自国の氣候風土に等しきそれを見る。故に陸統として仏国北阿植民地に移住する。若し西班牙人の移住も盛んになるならば、それは仏国にとりて容易ならぬ問題となるであらう。

英国は世界の各地に自治植民地を發達せしめ、己れは偉大なる海上国兼工業国となつた。英国植民地は相互に相助けて愈々繁榮の途を辿る。英人は其の貿易の組織、その海運の統制に於て遙に他国を凌駕するが故に、他国をして彼等と同一立場に立ちて通商に従はしめ得る。

然るに母国と植民地との關係に対する仏国の思想は英国のそれと異なる。植民地は主として母国の利益のため

に存する。それ故外国人に課せらるる重き輸出入税は仏国商人に対して免除せられ、仏国船舶は到处特権を与へられる。若し仏国が工業国として、総てを其の植民地に売り、また之より買ふ位置に在りとすれば、或は海上国として植民地にそれ以上望み難き運輸の便を与へる位置に在りとすれば、斯かる政策も当然であらう。但し實際の状態は、仏国植民地の貿易並に海運を万国に開放せずば、英植民地の如き繁栄の望み難きを示して居る。

仏国が其の植民に墻壁をめぐらして居る事は世界政策に於ける重大なる一事項である。仏人自身が斯かる制度の永続し難きを知る。土人は各国との自由なる通商を要求するであらう。若し仏国が其の植民地の富源を十分に開発し得ずと見ば、他国が門戸開放を要求するであらう。戸を守る力強きか、開く力強きかによつて、この問題は決せらるべきである。

註 仏はもとアルメニア人保護を名としてシリシアに進出せるものである。而も此地の保持し難きを見るや一九二一年三月、使節をアンゴラに派して、シリシアの仏国支配を交換条件として兵をシリシアより撤退すべき事を交渉せしめ、此年十月卅日に条約の調印を見たのである。而して此際仏国は初め彼等に頼りて其の占領を可能ならしめたるシリシアのアルメニア人の生命財産に何等の保障も与へず軍を撤した。

第二 大英帝国の植民問題

Chap XLIV. pp. 494—513.

一 世界戦は大英世界帝国にとりて嚴肅なる試練であつた。而して帝国の基礎は多くの人々の想像せるよりも一層強固であつた。開戦当初より自治植民地並に印度は惜しみなく金と人とを献げた。埃及の紛糾も、南阿及び愛蘭の叛乱も共に大事に至らなかつた。

一般に言へば大英帝国を結束するものは利害の絆である。或は自治植民地に於て之を母国と子国との愛情と呼ぼうが、或は他の植民地に於て之を意識的信頼と呼ぼうが、或は土人の意志に反して君臨する植民地に於て之を白人の負担と呼ぼうが、要するに同一なる利害の絆である。大英帝国が今日の大を成せるは、海外領土を所有することが英人に利益を与へたるが故である。英国の工業並に商業の利益のために、英人は亜細亞・阿弗利加の諸地に侵入して之を征服し、世界到處に島々を併呑した。白人移住を可能とせる温帯地方に於ては、母国は自治を植民者に許し、次第に両者の關係を按排して相互の利益を基礎とすることにした。其他に於ては英人は力を以て、而して母国のために統治して来た。この状態は英人が彼等に君臨するを有利と考へ、且力を以て之を支配する人力並に金力の続く限り継続するであらう。

北米植民地に革命の機運が醸されつつありし時、英国は運動の加奈陀に波及せんことを恐れ、之を防ぐために新に獲得せるクエベックの仏人に広範圍の自治を与へた。其後加奈陀は米国に隣する英語国となり、また米国と同様な發達の路を辿り、之に完全なる自治を許すに非ずば英国内に保持し難きに至つた。濠洲及び新西蘭も自立するに足る富と人口とを有するに及んでまた加奈陀の先例に倣つた。征服に巨費を要する不断の叛乱より免れるため、南阿も亦ボーア戦争後十年以内に自治を許された。五年に亘る武装抵抗の後、アルスターを除く愛蘭は、愛蘭自由国の名の下に一九二二年自治を獲得した。即ち加奈陀を除けば自治領は皆な第廿世紀の誕生である。濠洲は一九〇一年、新西蘭は一九〇七年、南阿は一九一〇年、愛蘭は一九二二年一月。

加奈陀の例に倣ひ、總ての自治領は、其の半独立の当初より断然彼等自身の利益を母国のそれの上に置き、若し帝国の責任を負はしめらるるならば帝国の政策樹立に参与し、帝国の特権を享有せんことを望んだ。之によつ

て彼等は、歐洲以外の世界は歐羅巴の利益のために存在するといふ植民的發展の根本信条を否定した。プール戦争当時 Sir Wilfrid Laurier は、金と軍隊とを要求せる英国政府に対し『加奈陀は歐洲軍国主義の渦中に捲込まれる意図なし』と答へた。其後加奈陀政府は、若し加奈陀が帝国海軍の支持を余儀なくされるならば其の軍艦は加奈陀軍人を乗組ましめ、加奈陀国旗を掲げ、加奈陀海洋に於て使用せらるべしと決議した。此等の要求は後に若干緩和されたが、同様の要求が機会ある毎に繰返された。加奈陀が英国に対して冷淡なるを示す他の一例は加奈陀政府が英国政府に対し、英国の爵位及び礼遇を加奈陀人に与へぬように望んだことである。即ち一九一九年四月、加奈陀下院の特別委員会が加奈陀に於ける爵位問題を討究する為に設けられ、満場一致を以て世襲爵位は保持者の死亡と共に止むべきことを決し、更に大多数を以て将来加奈陀人に爵位、ナイトフード等の英国王によつて与へらるることなかるべきを決した。此等の建議はやがて議会で可決された。また加奈陀及び濠洲は愛蘭の自治運動に対して甚深なる同情を寄せた。

英独開戦するや自治植民地は躊躇する所なく母国と運命を共にするに決した。独逸の海軍並に貿易が与へし脅威、独逸に対する精神的反感が、彼等の決心を促した。其上南阿はアフリカに於ける近接独乙植民地の発達に心を悩まして居たし、濠洲及び新西蘭は太平洋に於ける独逸の活動を気にして居た。而も此等の自治植民地が、軍隊を歐羅巴に送り、且巨額の戦費を負担するに及んで、彼等はイムピリアル・ウォア・キャビネットに於ける代表を望み、必然の帰結として平和會議に於て彼等自身の代表を出し、國際聯盟の一員たることを望んだ。自治政府の代表者等はロンドンに於て戦争の指導並に講和の際に採らるべき政策について発言権を得ねばならぬと力説した。但し外交的にせよ又軍事的にせよ、戦争指導に関する限り、此の要求は実行すべからざるものであつ

た。蓋し英国内閣の權威は聯合王国の人民を代表する議會より出る故である。

一九〇七年に於けるロンドンの首相會議は、下の原則を承認することによつて、既に自治領の事実上の独立と聯合王国との平等を認めて居た——*The Crown is the supreme executive in the United Kingdom & in all the dominions, but it acts on the advice of different ministries within different constitutional limits* 但し此事は自治領が大帝国の總ての重要な事件に参加すべきことを意味して居ない。平和會議に於ける彼等の参加及び國際聯盟への单独加入は彼等の主權を強調せるものであるが、現在の制度に於て自治領が英国外交に發言權を与へられることは困難である。彼等は一九二一年日英同盟の場合になせる如く、忠告又は警戒を与へ得る。但し英国首相に進言し得る此の權利は、自治領に外務省、陸軍省、植民省の活動を指導することに参与せしめるものでない。此等の諸省の長官は唯だ英蘭人並蘇格蘭人に対して選ばれたる議會に対してのみ責任を負ふ。現在のところ英蘇の人口は、愛蘭を加へたる總ての自治領人口の總和よりも多い。

自治領の關する限り、大英帝国のソリダリテイを危険ならしめるものは、異なれる政治的並經濟的事情より起る、また帝国の責任を負担するに對して其の特權にも参与せんとする自治領の要求より起る利害の扞格である。例へば加奈陀人・濠洲人・新西蘭人は、極東に於ける英國の政治的並商業的利害に極めて有利なりし日英同盟を以て、甚だしく彼等の利害と衝突するものとした。若し将来印度及び支那の形勢が英國をして再び日本と相結ばしむる如きことありとすれば日本の發展を以て彼等の安全を脅威するものと感じつつある叙上の自治領は、果して如何なる態度を執るであらうか。香港及び印度を保持すると、僅少なる政治的利益を以て結ばるる叙上植民地を保持すると、孰れが英國にとりて有利であらうか。

二 巴里會議及び華府會議に於て、印度は自治領と同じく委員を出席せしめ、また國際聯盟にも座席を与へられて居る。但し印度委員は人民によつて選ばるるに非ず、唯此国を支配する英國武斷政府の代表たるにすぎぬ。

国王を印度に代表する総督は英国内閣の一員たる植民相と共に、事實に於て無限の権力を握つて居る。一九一五年に通過し、一六年及び十九年に改正せられたる『印度統治条例』に於て各種のパーラメンタリー・スタテューツがコンソリデーテされた。最後の改正は自治領の場合と同じく、ロンドンに於て印度のハイ・コムミッショナーの任命を可能とした。印度の国民運動は戦争以前に有力となりつつありしが、一九一九年以來は国民全体の問題となつた。印度人は少くともフル・ドミニオン・ステータスを有する自治を求む。

三 埃及に於ける国民運動もまた年と共に強大となり、一九二二年英國は遂に之を愛蘭に倣ひて自由国となし唯だスエズ運河の管理と、外国の侵略に対する保護権だけを保持することとした。

四 メソポタミア（イラク）にも難問がある。一九二一年英人はエミール・フェイサルをイラク王としてバグダードに即位せしめ、其弟アブダラーをトランスジョルダニアの王とした。両者は共にヒジャース王ホサインの子にして公然シリヤより仏人を逐ひ、パレスティナに於てシオニズムを打倒し、大アラビア国建設の志あることを表明して憚る所ない。而して英國は印度の回教徒の意を迎へる必要から、土耳其人、アラビア人と妥協せんとして居る。

五 極東に於ては、自治植民地の意を迎へて日本との同盟を破棄してより、其の地位は従前の如く安定でない。

第三 第二流国の海外領土

Chapter XLII, pp. 474—482

一 葡国の亜細亞領土は貧弱なものである。但し其の阿弗利加領は常に面積の広きためのみならず、その地理的分布の故を以て重要なり。マデイラ及びアゾーレス両群島は本国の一部とせらるるが故に、之を除いて下の植民地あり、緑崎群島、グイネア、サン・トメ及びプリンシペ、アンゴラ、及び葡領東阿。面積約八十万方哩、人口約八百万。

緑崎群島の十四島は欧羅巴と南米間の航路に当り、阿弗利加沿岸航路を瞰制す。ギネアは仏領西阿中の一 *clave*。サン・トメ及びプリンシペ両島はギネア湾を瞰制する二小島。アンゴラはコンゴ河より旧独領西南アフリカに達し、葡領東阿はデルガド岬より南方デラゴア湾に至るアフリカ東岸にして、トランスヴァールを海より隔て、ナタルの北に位す。此等の植民地は海軍を有せざる葡国にとりて戦略的価値なし。而して葡国が此等を保持し得たるは、過去二百年間葡国が未だ曾て英国の政策に反対せず、また英の敵国に与せざりしによる。

世界戦前に於ては葡領植民地に暗雲低迷せり。これ英仏殊に前者が独逸の之を併合せんことを恐れたればなり。アンゴラ及びモサムビクは一八八四年より一八八九年の間に独領と境を接するに至り、英国がプール戦争に従ひつつある間に、独逸が何等かの口実を設けて之を占領せんことを怖れたり。最も英国の憂へし所は貿易路上の東阿沿岸諸島の独逸に帰することなりき。かくてプール戦争の初期英独の間に葡領分割の下相談あり、後に一

九一三年も再び此議あり、英国は沿岸諸島を獲得すれば独逸の大陸発展に同意すべき意図を示せり。而も世界戦は此の問題を打切らしめたり。葡国は其の植民地を保有せり。而も英仏ともにアフリカ大陸に其の開発し得る以上の領土を所有し、且如何なる第三国も現在葡領を入手せんと試むるものなきが故に、国際市場に無価値なり。

二 第廿世紀初頭に当り、白国・コンゴ自由国間の一八九〇年の協約は満期とならんとせり。白国に於ては併合の問題起り、爾余の世界に於てはアフリカ大陸の爾く重要なる大地域を白国に委ねる可否の問題起れり。リヴィングストンの『基督のため』の中央アフリカの夢は、現実にはゴムのための中阿となり、欧人の暗黒大陸侵入は文明と幸福とを土人に齎らすどころか、彼等を野蛮の俎に委棄し、却つて窮境に陥れた。一九〇二年英国は伯林条約の調印諸国に向つて、コンゴ自由国の税政を終熄せしめんことを下相談したが、列強の賛成を得なかつたので、単独に一九〇三年ブルュッセルに強硬なる外交交渉を試みた。時に英国政府はクローマー卿の覚書を發表したが、卿は其中で自身の調査によつてナイル河の白国河岸の人口は激減せること、白国人は甚だしく怖れ且憎まれ居るが故に白国官吏は大勢の護衛なくしては居留地外に出で得ざること、土人は白国官吏を逃避すること、白国兵士は上官より掠奪の自由を与へられ、土人の供給に対して支払はぬこと等を列挙して居る。白国公衆は之を以て英国が其の野心のために白国に汚名を負はすものとした。

一九〇七年十二月四日白国は国立レオポルド二世よりコンゴ自由国を買収した。独逸は之を承認したけれども、英国は一九一三年白国政府が以前の状態が改善せられたことを立証せるまで同意しなかつた。

世界戦後、南阿は独逸西南アフリカを委任統治区域とし、英国は独領東阿を統治することに定まれりと聞くや白国王アルバートは飛行機に乗りてパリに飛び英国より若干地域の分割を受けた。

三 西班牙植民地は米西戦争以後殆ど無価値となつた。ギネア海岸の小地域、ギネア湾の五小島、ジブラルター対岸のモロッコのリフ海岸（カナリー群島はスペイン本国の一部）。此のうち国際的価値を有するはモロッコ植民地のみ。モロッコは西班牙に近きを以て、西班牙は中世紀紀以来此地に関心を有し、一時その地中海岸並に大西洋岸に対する権利を要求した。但し土人は決して西班牙の権利を認めず、且此の権利は仏国がモロッコを保護国とせんとするに及んで国際争議の一因となつた。英独両国が仏国のモロッコに対する自由行動を認めてより西班牙は仏国と妥協せざるを得なかつた。一九一二年十一月廿七日のマドリッド条約により、仏国は平均約六十哩のヒンターランドを有する約二百哩の地中海岸を西班牙地帯として承認した。タンジール地域は中立とされたが、西班牙地帯はタンジールの背後地を太平洋岸まで展びて居るので、フェズ其他のモロッコとタンジールの交通は遮断されて居る。

西班牙地帯の大部分、リフと呼ばれる地方は未だ曾て征服せられしことなく、西班牙人は屢々彼等の攻撃を受けた。西班牙は之を鎮圧出来ず、為に無政府状態に陥り、モロッコを仏国保護国とする仏国の努力は之によつて阻まれた。世界戦争後仏国はスペインをモロッコより逐はんとした。一九二一年西班牙はリフに於て土人と戦つて大敗した。それは伊太利のアドワ敗戦以来のアフリカに於ける歐洲勢威の失墜であつた。それでも西班牙は飽迄之を保持せんとする。

四 一九一七年西印度の領島を米国に売りてより、丁株の植民地はグリーンランドだけとなつた。アイスランドは長く丁株の支配の下に在つたが、一八七四年自治を与へられた。一九一八年にそれは自由なる主権国家となり、唯だ丁株国王の下にパーソナル・ボンド・オヴ・ユニオンによつて丁株に結ばるることとなつた。

五 和蘭は世界戦に於て独逸に味方せざりし故に植民地を失はずに済んだ。

第四 モロッコ問題と英仏・独仏関係

Chapter XV (pp. 185—194) Chapter XVII (pp. 207—218)

ワテロロ戦後四十年、英仏はクリム戦争に於て相携へて露国と戦つたけれど、英国は毫も仏国を喜ばなかつた。何者那翁三世治下の第二帝国は繁栄したからである。殊に近東に於て英仏兩國は貿易上に競争して居たし、また仏国はその集積せる資本の海外投下のために英国の眼に侵略的と映ずる外交政策を行つた。それ故一八七〇年の敗北は英国の心密かに喜ぶ所であつた。第三共和国の初期即ち第十九世紀の最後の三十年間、英仏兩國には軋轢が絶えなかつた。そは仏国の政治家並に金融業者が、欧羅巴に於て失へる国威回復のため、アジア及びアフリカに政治的乃至経済的進出の機会を求めて止まなかつたからである。其上仏国は英国の植民的競争者たる露国と相結んだ。

かくてニュー・ヘブライズ群島に於て、ビルマと印度支那の国境進出に於て、埃及に於て、モロッコに於て、アラビアに於て、仏国のマダガスカル征服に於て、英国の東スウダン征服に於て、屢々兩國の意見の相違は開戦の瀬戸際まで行つた。その最も重大なるは埃及とモロッコに関する問題であつた。

メヘメット・アリ時代より、仏国は埃及を以て仏国文化並に仏国資本が首位を占むるべき国土として居た。英国政府並にロンドン銀行家の反対に拘らず、仏国会社がスエズ運河開鑿権を得て遂に竣工した。然るに運河開通

後六年にして英国政府は最大の株式所有者となつた。埃及の財政が国債利子支払を不可能とするに及び、英仏両国は財政の共同管理を行つた。而も英国のみが埃及を占領して此国を治めた。最初の占領は決して仏国を出し抜いたものとは言へぬ。蓋し英国は第一にアレキサンドリア砲撃に際し、第二に軍隊上陸に際し、仏国の参加を求めたからである。而して初め英国は、占領は一時的にして、土耳其皇帝、歐洲列強、並に埃及政府の権利を侵害せざるべきことを声明せるに拘らず、決して埃及より撤退せんとしなかつた。仏国は之を以て英国が戦敗仏蘭西の弱きに乗ぜるものとした。

名目上埃及は土耳其帝国の自治州にしてケデーヴ（副王）之を治めた。埃及と他国との関係は土耳其との条約によつて定められた。但し實際は一定の貢納と土耳其国旗を掲げる以外、トルコの支配を脱して居た。而して英国の占領以後は此国を實際に治めたのは英国総領事であつた。

第十九世紀末葉に至り埃及の有識階級に英国支配に対する反抗の機運が醸されて来た。一八九二年に即位せる副王アッバス・ヒルミも之に同情した。仏国は此の形勢を見、当時パリに在りし埃及国民党の領袖ムスタファ・ケマルに後援を与へ、一八九九年よりカイロに歸りて排英運動に従はしめた。この運動は燎原の勢を以て拡まつた。そは但し幾くもなく汎回教主義的色彩を濃厚にして来たので、仏国は一面英国を窺地に陥れると同時に自国の回教植民地に対する危険を感じて来た。かくて両国の政治家の間に妥協の必要が感じられて来た。其上独逸の近東進出は愈々英国をして仏国と争ふを止めんと考へしめた。かくて従来仏のモロッコ進出に飽迄反対し来れる英国は今や仏国の自由行動を認め、其代り埃及に対する仏国の権利を放棄せしめた。そは一九〇四年四月八日のことである。

この条約は更に下の諸項を決めた。一、仏国は一七一四年ウトレヒト条約によつて得たるニューファンドランド海岸に上陸して魚類を乾燥する権利を放棄し、其代りガムビア河口地域、西阿のロス諸島を得、且アルジール国境を訂正してチャド湖まで砂漠を経ずして到り得ることとなつた。二、英国のメナム河流域、仏国のメコン河流域に対する優越権を相互に承認した。三、英国はマダガスカルに於ける仏国関税に関する抗議を撤回した。四、ニュー・ヘブライブ群島統治のため共同委員を設けた。

然るに独逸は此の条約の承認を拒み、仏国のモロッコ占領を妨げんとし、英国は仏国に味方した。

× × ×

モロッコ問題を研究するに当りて第一に注意すべきは其の国家観念が、吾等のそれと異なることである。一、王の権威は、彼と同じくマホメットの子孫なる他の宗教的首長等の承認に依拠する。血統についての伝統的権利あるも長子相続権なし。二、国家は地理的概念を欠く。即ち王は諸部族を支配するも国土を支配せず。三、或る部族は未だ曾て王を承認せず。王権を承認する諸部族を *Makhzen*、王の臣下に非ざるを *Siba* と言ふ。マクゼン及びシバはモロッコの到处に軒を並べて住む。故に地図の上に現はれたるモロッコをモロッコ王の版図なるが如く考へることも、また王は其中に住む総ての民の行動に対して責任を負ふべきものと考へることも、共に意味をなさぬ。

モロッコ問題は一九〇一年仏軍がサハラ砂漠の北端なる *Tiaret* 沃地を占領せる時に始まる。仏国はサハラを経てナイジャール・セネガル両河の植民地との連絡線を建設せんとしてゐた。此等の連絡線は掠奪部族に対して護られねばならぬ。またアルジール・テュニスの急速なる発展に伴ひ、アルジール背後地を仏国支配の下に置くこ

とが必要になつた。而して仏国がモロッコに求めし処は論理的にして決して無理ではなかつた。そは王に向つてモロッコと接壤するアルジールの一州オランの安全を脅かし、その繁栄を乱す諸部族を取締るか、又は仏国が其等の諸部族を平定するために執る軍事行動に反対せぬやうに求めた。仏人は、若しモロッコが一定の地理的版図を意味するならば、フェズ政府は其の版図内に起りし事件について責任を負ふべく、若し政府はマクゼンの行動に対してのみ責任ありといふならば、仏国がシバを征服するはモロッコの主権を侵犯するものに非ずと声明した。モロッコ王 *Abdul Aziz* はタンジール駐在英独両国公使並にモロッコ陸軍教官、英国外務省の後援の下に活動せる蘇格蘭冒険家 *Kaid Maclean* の支持を受けて居たので、此の三人が王をして仏国に反対せしむる限り、仏国は如何ともし難かつたが、一九〇四年の協約は英国をして手を引かしめ、王をして最も有力なる後援を失はしめ、茲に独仏両国だけの対峙となつた。

一九〇五年初仏国はモロッコ改革を断行すべく委員をフェズに派した。王は『仏国の提議』を議すべく宗教的首長並に部族長をフェズに召集した。かかる時に一九〇五年三月卅一日（露国が奉天に敗れた三週間後）独帝キルヘルムが突如タンジールに上陸し、王に向つて独逸はモロッコを独立国と認め、独立を侵犯する者に対して王を支援すべしと告げた。独帝のタンジール上陸は二時間にすぎなかつたが、王は之に力を得、会議の結果と称して五月廿八日、仏国の提議を斥けた。モロッコ政府は独逸公使の言によつて国際會議を提議した。仏国外相 *Delcassé* は之に應じてならぬと力説したが、独逸との開戦を怖れし閣僚は之を拒む勇氣なく、為にデルカッセは辞職した。會議は一九〇六年一月十七日アルジェシラスに開かれ、初めは独逸の態度最も非妥協的なりしが、四月八日調印して諸項を定めた。要領は仏西両国をしてモロッコに国際警察を組織せしめたことである。

其後仏国はモロッコ進出を止めず、独逸との間は常に緊張せしが、一九一一年に至り、遂にフェズを占領した。独逸との間に二つの協約を結び、その一に於て独逸はモロッコに対する仏国の権利を承認し、その二に於て仏国は独逸にカメルンの若干地域を譲渡し、之によつて独逸は二個処でコンゴ―河に接触することとなつた。

C. J. H. Hayes — Political and Social History of Modern Europe Vol II, pp. 704—706 参照。

— 終 —